

3) 既存施設・植栽の保全、活用の方針

② 植栽

植栽現況調査結果を踏まえて植栽場所と樹種構成により植栽区を設定し、各植栽区の保存、間伐、補植の3つの視点から以下の通り再整備を行う。



※仙台市役所は建替え後のレイアウトとしている。

4)空間構成計画と動線計画

② 動線計画

地下鉄出入口の位置と向きを意識しつつ、3つの広場へのアクセス動線と空間構成を踏まえて、周辺地区も含めた動線計画とする。勾当台公園の各広場と新本庁舎敷地内広場は主要動線によって結ばれ、この主要動線は周辺街区へと広がる地区動線に接続する。



5) 施設配置計画

新本庁舎敷地内広場や周辺道路との連携や連続性の意識が必要とされる、公園サイン、照明について施設配置計画を定める。

①公園サイン

新本庁舎を含む勾当台地区へのアクセスの起点となる地下鉄出入口やバス停の立地及び地区内での歩行動線を踏まえ、案内誘導のための各種案内施設を配置するものとする。

案内施設としては、案内誘導の目的、内容により以下の4種類とする。

・公園案内サイン

公園平面図により、主要施設の名称、位置、形状などを示した案内サイン。

勾当台公園は3つの広場に分割されており、広場ごとの平面図表示を基本とする。

必要に応じてイベントなど情報告知板を併設する。

本公園の歴史や自然資源等の魅力情報を発信する。

・地区案内サイン

周辺地区との結節点となる広場の出入口に設置する案内サインで、公園を含む周辺一帯の街区地図により、新本庁舎、定禅寺通、商店街や公共施設、バス停など交通施設、街路など周辺街区情報を表示した案内板。

※周辺街区案内の範囲、内容、デザインについては、新本庁舎建替えや勾当台・定禅寺通エリアマネジメントの取り組みとの整合や統一性を図る必要がある。

・誘導案内サイン

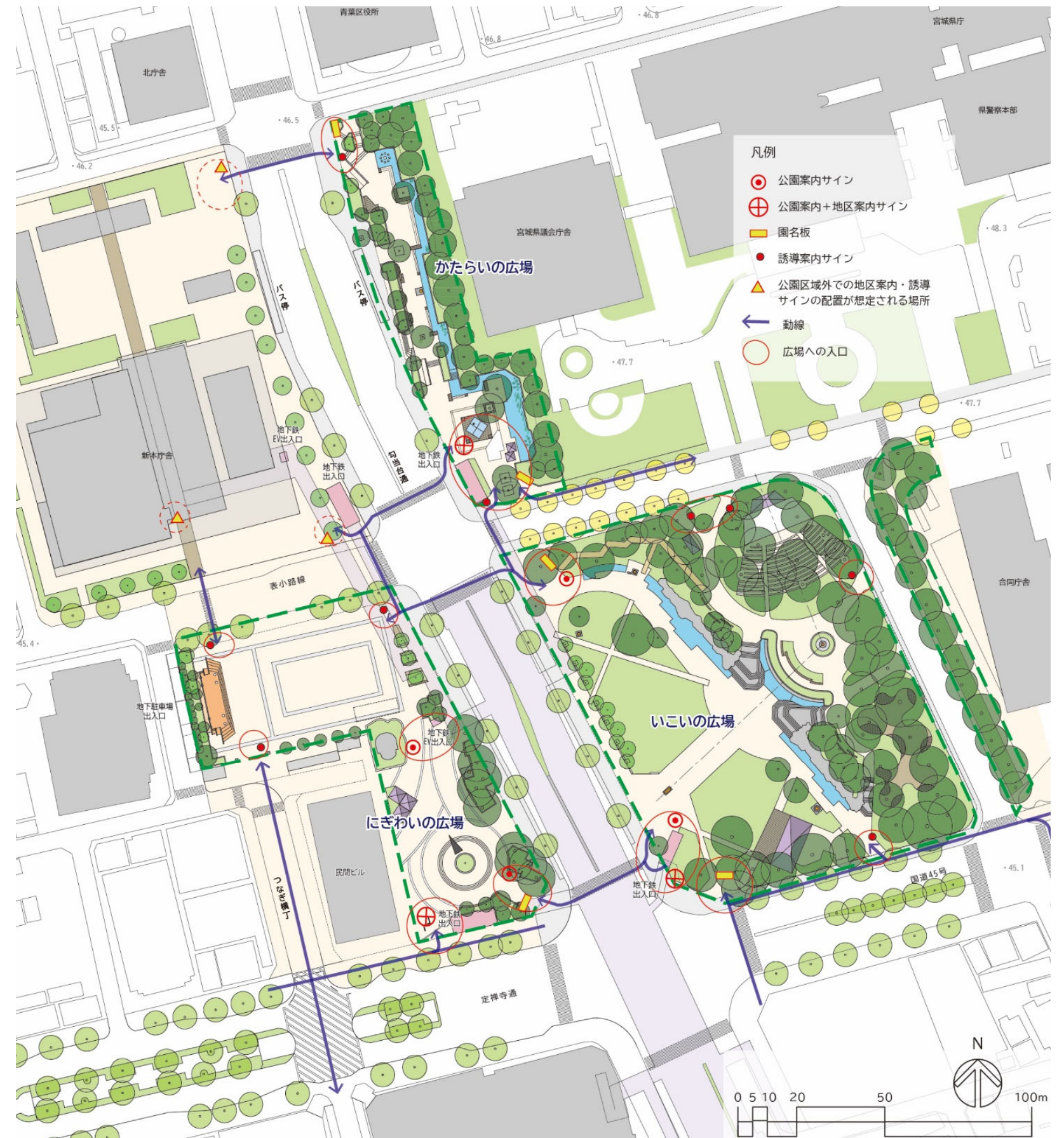
公園施設及び直近の周辺公共施設へのアクセス方向を示した誘導サイン。

案内対象とする施設については、本サイン設置場所確定後に再整備設計において検討する。

・園名板

公園名称、広場名称を記した名板。

既存の園名板がある場合は出入口の改修に合わせ移設活用する。



5) 施設配置計画

② 照明

夜間でも人々が快適に過ごせるよう、不安のない明るさを確保し公園の奥行きや広がりなどの空間特性が分かるような照明(基本照明)や、ライトアップなどの立体的な光により夜間ならではの公園の魅力を引き出す照明(演出照明)を併せ持った照明計画により、公園の利用価値の向上や、照明環境が向上することで夜間の安心・安全にもつなげる。

<基本照明>

園内すべてを明るく照らすのではなく、安全・防犯のための照度を確保することを基本としつつ、各広場の性格付けに配慮した照明とする。

<演出照明>

各広場を特徴づける壁泉、彫像、石積などのライトアップ照明などにより各広場の性格を際立たせる演出照明を行う。

照明計画の方向性



6) 公園管理運営に関する検討事項

仙台市役所本庁舎低層部等公民連携検討会では新本庁舎(低層部・敷地内広場)や表小路線、勾当台公園にぎわいの広場(市民広場)、つなぎ横丁を一体的利活用を目指すエリアとして民間活力や公民連携などの導入により、利用者にとって柔軟な利活用を可能とすることとしている。勾当台公園では各広場における民間施設の業態や導入、施設の利用方法や運営手法を今後検討することとしており、にぎわいの広場だけではなくいこいの広場及びかたらいの広場においてもこの一体的利活用を目指すエリアと連携可能な運営手法を検討する。これらの民間活力や公民連携の展開等により、地区のブランディングを強化し、良好な環境や地域の価値を向上させ、未来へと継承する。



7) 整備年次計画

●基本的な考え方

勾当台公園は多種多様なイベント会場として年間270日程度利用されている公園であり、イベントなどの利用が継続できるように、段階的に3つの広場の再整備工事を実施する。

●段階的年次計画概要

- ・再整備工事範囲、工種も多岐にわたることから、長期間の工事となるため第1期工事と第2期工事に区分した段階的再整備工事とする。
- ・公園利用と周辺事業との連携などに配慮して、各期各年次の工事範囲を検討する。
- ・第1期は、令和6年度から「にぎわいの広場(市民広場)」の代替広場として、「いこいの広場」下段部の一部に設ける仮設広場の工事を行い、仮設広場完成後に「にぎわいの広場」と「かたらいの広場」を対象に令和7年度から令和9年度にわたって再整備工事を実施する。
- ・第2期は、令和10年度から「いこいの広場」の再整備工事を実施する。

●各年度の再整備工事範囲案

第1期工事 (R6年度)



第1期工事 (R7～R9年度)



第2期工事 (R10～R12年度)



●勾当台公園再整備及び関連事業スケジュール

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
勾当台公園	基本計画	基本設計	実施設計	にぎわいの広場工事	かたらいの広場工事					
※仮設広場		設計	工事	仮設広場供用						
本庁舎	実施設計		解体	第Ⅰ期工事					第Ⅱ期工事	
表小路線・つなぎ橋丁			検討・設計		工事					
定禅寺通	方針策定	測量調査設計		工事						

※仮設広場：にぎわいの広場(市民広場)の工事に使えなくなるイベント等スペースの代替地としていこいの広場の下段部に一時的に設ける広場

参考資料

公園現況の把握分析

1) 現況施設・植栽

①彫刻など施設現況

公園内に設置されているベンチ、彫刻などの施設現況調査結果の詳細について広場ごとにまとめたものを以下に示す。

野外ステージや売店、トイレなどの建築施設は老朽化により機能、設備面に支障をきたしているが、ベンチやプランターなどファニチャーの不具合は一部に限られていた。

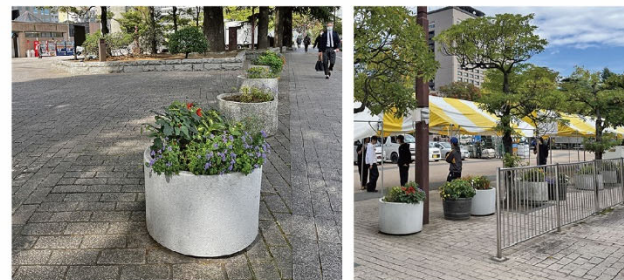
<にぎわいの広場の施設現況>

①ステージ、スロープ



「広場とまちの軸」上にあるため、平面形態も含めた配置検討が求められている。

②プランター



周辺空間（新本庁舎敷地内広場や歩道）との一体利用を阻んでいる。
美観上好ましくない状態にある。

③カフェ、トイレ



設置後年数が経過し、機能面でも老朽化が進んでいる。



④彫像「織姫」(1987年)



寄贈された彫刻作品であるが、配置意図についての記録はない。

⑤彫刻「時の広場」(1997年)



作品設置の背景、設置場所の意図が明確な彫刻であり移設は行わない。

⑥ベンチ、水飲み等施設



老朽化により不具合をきたしているベンチがある。

<いこいの広場の施設現況>

①壁泉・水路などの水景施設

水路、石垣



岩組



壁泉



竜の口溪谷をモチーフ（再整備当時）としたいこいの広場の主景をなす水景施設である。

②ベンチ、水飲み等施設



特段の謂れや記念性のない施設については、再利用可能なものを除き撤去を行う。

③噴水



当初、仙台城への軸線上に配置された水景施設である。広場通行など利用上支障があるため花壇として利用されている。

④彫像「季の杜に」(1989年)



作品設置の背景、設置場所の意図が明確な彫刻であり、移設は行わない。

⑤彫像「のぞみ」(1961年)



平和祈念像に次いで古い彫像であるが、現在の位置にこだわった彫刻ではない。

⑦売店、トイレ



建築施設として機能面でも老朽化が進んでいる。敷地北端にあり、視認性が悪く利用がしにくい施設となっている。

⑧野外ステージ



老朽化が進み、ステージ設備も整っておらず観客スペースも狭く、大規模音楽イベントへの対応が難しい状態にある。

⑨彫像「平和祈念像」(1959年)



戦後1959年に設置された彫像で、公園構成の主軸（仙台城への軸）の起点となっている彫像である。

⑩彫像「谷風梶之介」(1971年),「志賀潔」(1969年)



仙台に謂れのある人物像および寄贈された彫刻作品であるが、配置意図についての記録はない。



⑥自販機置場



<歴史の広場の施設現況>

①階段・スロープ、石積み植栽樹



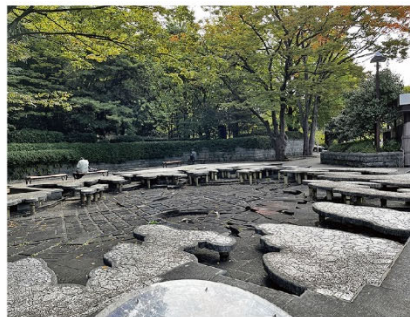
交差点部にあり人通りが多い場所にあるが、人の流れに沿った階段スロープと開口部の形態にはなっていない。

②ベンチ等施設



利用されることが少なく、特段の謂れや記念性のないベンチ。

③古岡広場



勾当台地区を中心に、仙台の街の歴史と構造を伝えるオリジナルの高い施設（ジオラマ）であるが、老朽化が進み傷みも多く見られる。設置意図に反して来園者に利用されているとは言えず、広場の魅力アップに貢献しているとは言い難い。大面積の施設で、広場空間の持つ通行や滞留機能を阻害している。



④水飲み、プランター



水路の景観を阻害しているため、撤去することが望まれる。

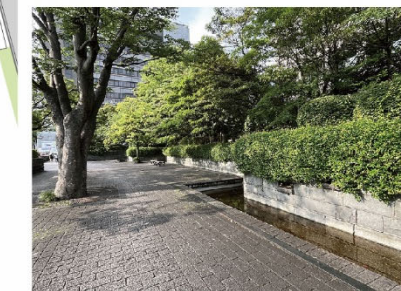


⑤水景施設 井筒（九曜紋）



伊達藩の九曜紋をモチーフとした井筒であり、現状のまま残すことが望ましい。

⑥石積みと水路



歴史の広場の主景をなす施設で、「仙台城 城壁、四ツ谷用水」をモチーフとして設えた水景施設である。

⑦彫像「林子平」（1977年）



仙台に謂れのある人物像および寄贈された彫刻作品である。

⑧ケヤキ根囲い保護



3.0m×3.0m角の形状で鋳鉄製であるという希少性の高い樹木保護施設。

